

がけ地近接等危険住宅移転事業概要

1 事業の目的

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転を行う者に対して、国及び宮城県と連携して補助金を交付し、危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修により移転を促進する。

2 事業対象住宅（危険住宅）

がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又は(1)から(5)までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、石巻市が移動勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき石巻市が条例で指定した災害危険区域
- (2) 宮城県建築基準条例第5条第1項に規定する建築制限区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。）第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、(3)に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

3 事業主体、内容及び補助率

(1) 事業主体

事業主体は石巻市である。

(2) 事業内容

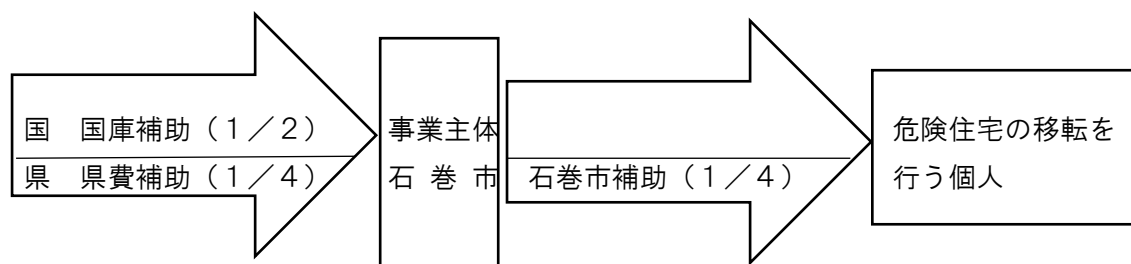
移転事業という名称であるが、直接石巻市が移転工事を行うものではなく、石巻市が個人（移転を行う居住者）に対して補助金を交付するものである。

国及び県の補助金も、石巻市を通じて最終的に居住者個人に渡されるもので、いわゆる間接補助制度である。

なお、移転先を「石巻市内」に制限することとする。

(3) 補助率

国は石巻市（事業主体）に対し所要経費の1/2を補助し、県は1/4を補助する。したがって、危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修を行う個人（間接補助事業者）に対する補助金の負担割合は、国1/2、県1/4、石巻市1/4となる。



4 補助対象と限度額

本事業で補助対象としているのは次の2項目である。

(1) 除却費等

危険住宅の除却等に要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等を対象に限度額を設けて実費補助が行われる。

一戸当たりの補助限度額は 975千円 である。

(2) 建物助成費

危険住宅に代わる新たな住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額に対して限度額を設けて補助が行われる。（借入利率年8.5%を限度）

1戸当たりの補助限度額は

| | | |
|-------|-----|----------------|
| ○一般地域 | 建 物 | 3,250千円 |
| | 土 地 | 960千円 |
| | 合 計 | <u>4,210千円</u> |

| | | |
|---------------------------|------|----------------|
| ○保全人家10戸未満の 急傾斜地崩壊危険区域 | 建 物 | 4,650千円 |
| | 土 地 | 2,060千円 |
| | 敷地造成 | 608千円 |
| | 合 計 | <u>7,318千円</u> |

本事業の石巻市負担分については、特別交付税に関する省令（総務省令）の規定により特別交付税が交付される。

5 本事業の実施について

本事業は、急傾斜地崩壊対策事業その他の防災事業と区域が重複しないよう十分調整を取りながら、点在人家のがけ崩れ災害等を未然に防止するための恒久予防策として、関係住民への周知を図る。

【参 考】 現行の「石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業」との比較

1 定義

| 見直し後 | 現行 |
|--|--|
| <p>がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又は(1)から(5)までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、石巻市が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったもの。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき市が条例で指定した災害危険区域</p> <p>(2) 宮城県建築基準条例第5条第1項に規定する建築制限区域</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により宮城県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、(3)に掲げる区域に指定される見込みのある区域</p> <p>(5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域</p> | <p>建築基準法第40条の規定に基づき宮城県建築条例第5条第1項で建築を制限している区域に存する既存不適格住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市が是正勧告等を行ったもの 国のがけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱に危険住宅と定めたもの |

2 補助対象経費内容・補助上限額等

| 見直し後 | 現行 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 経費内容 危険住宅の除去等に要する費用で撤去費、動産の移転、仮住居費、跡地整備費等 補助上限額 1戸当たり975千円を限度とする | <ul style="list-style-type: none"> 経費内容 移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を補助する 補助上限額 1戸当たり780千円を限度とする |
| <ul style="list-style-type: none"> 経費内容 危険住宅に代わる住宅の建設、購入(土地取得含む)及び改修をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利息(年利率8.5%限度)に相当する額の経費 補助上限額 一般地域 1戸当たり4,210千円 (建物3,250千円、土地960千円) 保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域 1戸当たり7,318千円 (建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円) | <ul style="list-style-type: none"> 経費内容 移転を行う者に対して危険住宅に代わる住宅の建設(土地取得造成を含む。)をするために要する資金を、金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利息(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額を補助する。 補助上限額 1戸当たり4,060千円 (建物3,100千円、土地960千円) |